第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条　法第六十八条第一項の最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　成績不良又は心身の故障により、修習を継続することが困難であるとき。

二　禁錮以上の刑に処せられたとき。

三　後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

四　破産手続開始の決定を受けたとき。

五　本人から願出があつたとき。

六　第二号から前号までに掲げるもののほか、第一号に掲げる事由に準ずる事由

法第六十八条第二項の最高裁判所の定める事由は、品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他これらに準ずる事由とする。

第十八条　修習の停止の期間は、一日以上二十日以下とする。

修習の停止を命じられた司法修習生は、司法修習生としての身分を保有するが、修習をすることはできない。司法修習生は、修習の停止を命じられている期間中法第六十七条の二第一項の修習給付金を受けることができない。

第十九条中「前二条の各号に当る」を「第十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項の」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十条　この規則に定めるもののほか、司法修習生の罷免等に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

（司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正）

第二条　司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則

第一条第一項中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第二条の見出しを「（修習専念資金の貸与の方法）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に、「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に、「修習期間」を「通常修習期間」に改め、同条第二項中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第三条の見出しを「（修習専念資金の額）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に、「二十三万円」を「十万円」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「修習資金」を「修習専念資金」に、「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に、「当該各号に定める額」を「十二万五千円」に改め、同項各号を次のように改める。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がある場合

二　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がある場合

三　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合

第三条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「各号（第一号を除く。）」を削り、「修習資金」を「修習専念資金」に、「当該各号に掲げる場合に」を「同項各号に掲げる場合のいずれにも」に改め、ただし書を削り、同項を同条第六項とする。

第四条中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第六条の見出しを「（修習専念資金の貸与の終了）」に改め、同条中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条第二号中「第六十八条」を「第六十八条第一項又は第二項」に改める。

第七条の見出しを「（修習専念資金の返還の期限等）」に改め、同条中「修習資金」を「修習専念資金」に、「修習期間」を「通常修習期間」に改める。

第七条の二の見出しを「（法第六十七条の三第三項に規定する最高裁判所の定める事由）」に改め、同条中「第六十七条の二第三項」を「第六十七条の三第三項」に、「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第八条中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第九条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条第二項中「修習資金」を「修習専念資金」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第十条中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第十一条の見出しを「（修習専念資金の貸与及び返還に関する書面の提出）」に改め、同条中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第十二条中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の司法修習生に関する規則第四章の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正後の司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　寺田　逸郎